

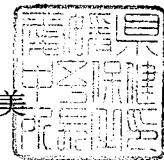
特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 福岡県田川郡香春町大字中津原1974番地の2
 氏 名 河津産業有限会社
 代表取締役 河津 浩一
 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

優良

第14条の4第1項
 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 の許可を受けた者である
 第14条の5第1項
 ことを証する。

愛媛県中予保健所長 廣瀬 浩美



許 可 の 年 月 日
 許 可 の 有 効 年 月 日

令和 5年 6月 15日
 令和 12年 6月 14日

1. 事業の範囲

(事業の区分)

収集・運搬 (積替え及び保管行為を含まず。)

(特別管理産業廃棄物の種類)

燃え殻 (カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことにより有害であるものに限る。)

汚泥 (水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、

六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含むことにより有害なものに限る。)

廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類又はトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)

廃酸 (水素イオン濃度 2.0 以下のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むことにより有害なものに限る。)

廃アルカリ (水素イオン濃度 12.5 以上のもの又は水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアノ化合物

(裏面)

物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロパン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害であるものに限る。)

鉛さい（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害であるものに限る。）

ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害であるものに限る。）

廃石綿等

以上8種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げができる高さ
該当事項なし

3. 許可の条件

該当事項なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成18年 6月15日 (当初許可)

平成23年 6月15日 (更新許可)

平成28年 8月25日 (優良認定)

平成28年 8月25日 (更新許可)

令和 3年12月21日 (変更許可)

汚泥 (1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)、廃油 (1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。)、廃酸 (1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。) 廃アルカリ (1,4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。) の追加

廃石綿等 以上1種類の追加

令和 5年 6月15日 (優良認定)

令和 5年 6月15日 (更新許可)

5. 松山市の区域における積替え許可の有無 有・

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無